

応急仮設住宅の供与期間延長に係る対応について

先月１８日付けで、県が応急仮設住宅の供与期間（９年目）の延長決定を発表したところでありますが、本市における対応状況等を下記のとおり報告します。

１ 応急仮設住宅の供与期間について

- 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及びみなし仮設住宅）の供与期間は、当初の２年間から、県が市町村ごとの供与を必要とする被災者の推移を見極めながら、国と協議し１年ずつ延長してきている。
- 本市では、平成２８年度末に災害公営住宅や防災集団移転団地が概ね完成し、多くの被災者が応急仮設住宅から移転できる見込みとなったことから、「一律延長」を６年間で終了し、平成２９年度（７年目）からは、特定の要件に該当する方のみ入居期間を延長できる「特定延長」に移行していた。
- 特定延長に関しても、特定の基準に該当する方は、平成３０年度末まで入居が可能となる「特定延長の再延長」が決定され、現在は当該供与期間となっている。
- なお、先月の新聞報道は、特定延長の再延長期間終了までに特定の要件に該当し、応急仮設住宅を退去できない方について、平成３１年度末まで引き続き入居が可能となる、「特定延長の再々延長」が決定され、公表されたもの。

２ 供与期間延長の該当要件と該当数

（１）該当要件

- ① 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等^{※１}の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退居できない方
- ② 公共事業以外による自宅再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退居できない方

※１… 災害公営住宅の整備完了時期、防災集団移転事業及び土地区画整理事業の土地引渡し時期（自己都合の理由によるものと判断される場合は、再延長・再々延長対象外）

（２）該当数

（単位：戸）

年度	供与期間の種類	該当要件 (県で設定)	プレハブ	みなし	計	備考
29	特定延長	①・② ※どちらでも可	300	267	567	
30	特定延長の再延長	①のみ可	36	60	96	現在の入居戸数 76 戸
31	特定延長の再々延長	①のみ可	24	41	65 ^{※２}	

※２… H30.2 時点で調査した見込数（県報告数値）

現在、「特定延長の再延長」該当者全員（現在も入居中の 76 戸）に再度調査を行っている。

(3) 再延長及び再々延長に該当する公共事業

- ア 土地区画整理事業
- イ 防災集団移転事業
- ウ 市外の災害公営住宅整備事業
- エ その他の公共事業による影響

3 特定延長の再々延長に係る本市の対応状況

特定延長の再延長に該当した96戸のうち、現在も入居中の76戸の方全員を対象に、改めて再々延長の該当者を特定するための調査を実施しており、調査完了次第県と協議の上、再々延長が決定される。

【対応スケジュール】

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①平成30年6月7日 | 入居者への周知（調査開始） |
| ②平成30年6月～7月 | 入居者からの回答 |
| ③平成30年7月31日 | 県への該当者報告期限 |
| ④平成30年8月 | 県において対象者決定（県から市へ通知） |
| ⑤平成30年9月下旬予定 | 入居者への決定通知（市から入居者へ通知） |

4 供与期間の延長に該当していない方について

7月1日現在、応急仮設住宅では169戸（プレハブ仮設住宅118戸、みなし仮設住宅51戸）入居中であるが、うち特定延長の再延長に該当していない方が93戸入居している。

自宅建築の準備作業に時間を要している方、建築業者の工期の遅れ、家庭の事情等で再建方法を変更せざるを得ない方や、未だ最終決定に至っていない方など、自己都合で自宅再建が遅れている方であり、入居者全員の早期の住宅再建に向け、一人ひとりに寄り添いながら再建支援を行っている。